

障がい者支援について

佐賀大学では、支援を希望する聴覚障がい学生等に対し、ノートテイク、手話通訳等を配置し、情報保障を行っています。

支援を希望する学生は、以下の「佐賀大学における障害学生の修学支援等に関する要項」第3により、学生生活課（医学部においては、学生サービス課）に申し出てください。

佐賀大学における障害学生の修学支援等に関する要項

（平成23年2月23日副学長制定）

（趣旨）

第1 この要項は、佐賀大学において障害学生の修学等を支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要項において「障害学生」とは、身体等に障害があり、身体障害者手帳等を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を提出することが可能な者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を認められたものをいう。

（支援の申出窓口）

第3 障害学生は、支援を随時学生生活課又は学生サービス課に申し出ることができる。

（支援の範囲）

第4 支援の申出があったときは、支援の必要性の有無及び支援の範囲について、学生支援室において、その都度協議する。

（支援体制）

第5 学生支援室、学部又は研究科及び教養教育運営機構は、障害学生の修学等を支援するため、相互に連携及び協力するものとする。

2 前項の支援を円滑かつ適切に行うため、学生支援室は、関係部局間の調整を行うものとする。

（雑則）

第6 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成23年2月23日から実施する。